

天栄村若者定住住まい確保応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天栄村に居住している若者の定住促進による定住人口の増加と地域活性化を目的として、予算の範囲内において天栄村若者定住住まい確保応援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、天栄村補助金等の交付等に関する規則（昭和59年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供し、生活するために必要な家屋で、玄関、居室、便所及び台所を備える延床面積が55平方メートル以上の一戸建て住宅をいう。ただし、店舗等との併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されており、かつ当該部分の延べ床面積が55平方メートル以上であるものに限る。
- (2) 新築住宅 自己の所有のために村内に初めて取得した一戸建て住宅又は併用住宅であって、その建設後使用されたことのないものをいう。ただし、建築又は購入し、かつ、所有権保存登記したものに限る（既存建築物を同一敷地内に建て替えたものを除く）。
- (3) 中古住宅 村内に既存する住宅のうち、過去に住居として使用され、天栄村家屋課税台帳に登録されているものをいう。
- (4) 改修工事 中古で取得した住宅の修繕、模様替え又は住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう。
- (5) 定住 永住の意思を持って、自己が所有又は共有する住宅に住居を定め、かつ住民基本台帳の住所が当該住宅の所在地にあり、生活実態があるものをいう。
- (6) 基準日 住宅の新築にあつては当該住宅の工事の契約締結日、住宅の購入にあつては当該住宅の購入の契約日。
- (7) 兄弟等 兄弟、姉妹のことをいう。
- (8) 居住用床面積 専ら人の居住用に供する部分の床面積をいう。
- (9) 村内建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とするもので、法人にあつては村内に本社、本店、支店、営業所等の活動拠点を有し、個人にあつては村内に主たる事業所を有する者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 世帯主（基準日に40歳未満である者）
- (2) 基準日前2年以上、本村の住民基本台帳に継続して記載されている者
- (3) 転居後において、兄弟等が基準日以降継続して5年以上親と同居することが見込める者
- (4) 死亡、転勤、就学、療養等やむを得ない事情による場合を除き、取得した住宅に5年以上居住する者
- (5) 天栄村空き家改修等事業補助金交付要綱（平成28年天栄村告示第13号）の交付を受けたことがない者

- (6) 助成対象者及び世帯員が村税等を滞納していない者。
 - (7) 助成対象者及び世帯員が、天栄村暴力団排除条例（平成24年天栄村条例第1号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員でない者
 - (8) その他村長が対象と認める者
- （助成金の額）

第4条 助成金の額は、対象経費以内又は、次の表により算出した助成基本額と各加算額の合計のうちいずれか低い額とする。1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

建物用件	基本額 (単位:万円)	加算額（単位:万円）	
		中学生以下の子ども1人 あたり(30万円限度)	村内建築業者による 建築又は改修工事
新築住宅取得	100	10	20
中古住宅取得 (賃貸除く)	70	10	20

- 2 助成対象者が世帯員以外の者と住宅を共有する場合の助成金の限度額は、基本額に定める限度額にその者の持分を乗じて得た額と各加算額の合計額とする。
- （助成金交付の事前申し込み等）

第5条 助成金の交付の申し込みをしようとする助成対象者は、基準日から起算して60日を経過する日までに天栄村若者定住住まい確保応援助成金交付事前申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に事前申し込みをしなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し（改修工事の場合は見積書の写し）
- (2) 位置図、各階平面図及び求積表
- (3) 建築業者に係る、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可若しくは宅地建物取引業法に基づく免許を受けたものであることを証明する書類の写し及び村内に本社又は本店、支店、営業所等の所在地を有する法人若しくは村内に住所を有する個人であることを証明する書類
- (4) 代理人申請の場合は委任状
- (5) その他村長が必要と認める書類

- 2 村長は、前項の規定による事前申請申込書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めた助成対象者を、助成金の交付申請を行うことができる助成対象者（以下「申請予定者」という。）として決定するものとする。

- 3 村長は、前項の規定により申請予定者を決定したときは、事前申し込みを行った者に対して、その結果を天栄村若者定住住まいづくり応援助成金事前申込結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（助成金交付申請）

第6条 申請予定者が、助成金の交付を受けようとするときは、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記が完了した日（改修を実施するにあつては工事の完了した日）から起算して60日以内又は当該完了した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、天栄村若者定住住まい確保応援助成金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に申請しなければならない。ただし、村長は必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

- (1) 住民票謄本
- (2) 戸籍附票
- (3) 世帯全員の村税の納税証明書（転入の場合、前住所地の市区町村のもの）

- (4) 建物の登記事項証明書の写し（新築及び購入の場合）
 - (5) 新築、購入及び増改築した住宅の写真（工事内容や周囲の状況がわかるもの）
 - (6) 領収書の写し（支払額の確認がとれるもの）
 - (7) 検査済証（新築の場合）
 - (8) 承諾書兼誓約書（様式第4号）
 - (9) 工事請負契約書又は売買契約書の写し（交付事前申し込み後に変更した場合）
 - (10) 位置図、各階平面図及び求積表（交付事前申し込み後に変更した場合）
 - (11) 代理人申請の場合は委任状
 - (12) その他村長が必要と認める書類
- （交付決定）

第7条 村長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、天栄村若者定住住まい確保応援助成金交付決定通知書（様式第5号）又は天栄村若者定住住まい確保応援助成金交付却下通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は取り下げするときは、天栄村若者定住住まい確保応援助成金変更（取下げ）承認申請書（様式第7号）を村長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし軽微な変更については、この限りでない。

2 村長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、天栄村若者定住住まい確保応援助成金変更（取下げ）承認通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 助成金の請求は、天栄村若者定住住まい確保応援助成金交付請求書（様式第9号）を村長に提出して行うものとする。

（助成金の交付の取消し等）

第10条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び助成金交付の条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 村税を滞納したとき

2 前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、村長は交付決定者に対して助成金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は直ちに当該助成金を返還しなければならない。ただし、村長がやむを得ないと認めた場合は、返還する金額の全部又は一部を免除することができる。

（助成金の返還請求）

第11条 村長は、前条の規定により助成金の返還をさせる場合は、当該交付決定者に対し、天栄村若者定住住まい確保応援助成金返還請求書（様式第10号）により当該助成金の返還の請求をするものとする。

2 村長は、前項の規定により助成金の返還をさせる場合において、第3条第4号の要件に違反しているときは、次の各号に掲げる居住期間に応じ、当該各号に掲げる額について返還を請求するものとする。

- (1) 1年未満のとき 助成金の全額
- (2) 1年以上2年未満のとき 助成金の額の10分の9の額
- (3) 2年以上3年未満のとき 助成金の額の10分の8の額

(4) 3年以上4年未満のとき 助成金の額の10分の7の額

(5) 4年以上5年未満のとき 助成金の額の10分の6の額

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。